

岩手県告示第560号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年8月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
スマイル薬局	八幡平市大更第21地割79番地1	平成24年7月1日
アイン薬局一関店	一関市城内1番4号	平成24年8月1日
おしかわ内科クリニック	九戸郡野田村野田第20地割25番地2	平成24年8月6日